

H22.2月記者会見資料一覧

| 資料番号 | 資 料 名 | 担当課(問合せ先) |
|------|--|-------------------|
| 1 | 平成22年茂原市議会第1回定例会が開会 開会日 2月24日(水) | 市総務課 内線 7441 |
| 2 | 茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育 行政功労者表彰式 2月23日(火) 15時～ | 市教委庶務課 内線 7911 |
| 3 | 景観行政団体移行について 4月1日(木)から | 市都市政策課 内線 7811 |

美術館・郷土資料館

▼美術収蔵展 「春の優品展」 2月20日(土)～4月11日(日)

桜の茂原公園を描いた日本画家 林功の大作「桜花日月」を中心とした
桜・花の絵画、書など27点を展示。

▼美術収蔵展 「手技袋物と新収蔵作品展」 3月12日(金)～

5月12日(水)

当館に新たに収蔵となった司工房(初見闌司氏)の袋物、板倉花巻の
書、金澤弘光の洋画等を展示。

入場無料

開館時間 9:00～17:00

休館日 2月22日(月)、3月1日(月)、8日(月)、15日(月)、
23日(火)、4月19日(月)

3月までは毎週月曜日休館(月曜日が祝日の場合開館し翌日休館)

※3/29(月)は開館

4月からは毎月第3月曜日休館(月曜日が祝日の場合開館)

問合せ：美術館・郷土資料館 ☎26-2131

平成22年茂原市議会第1回定例会が開会

平成22年茂原市議会第1回定例会が2月24日（水）に開会します。

今回は、議案27件を上程する予定です。

会期：2月24日（水）～3月17日（水）22日間

詳細については、別紙資料のとおり

問合せ：市総務課 ☎20-1519

会見資料：2

茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者表彰式

市教育委員会では、学芸・文化・体育の健全な発展に貢献した個人や団体を表彰しています。

今年度、学芸部門では22人、体育部門では14人3団体、教育行政部門では1人をそれぞれ表彰します。

日時 : 2月23日(火) 15時から
場所 : 市役所5階501会議室
問合せ : 市教育委員会庶務課 ☎20-1557

景観行政団体 移行について

平成15年7月に「美しい国づくり大綱」が発表され、景観施策への取り組みを積極的に行うこととされ、平成16年6月に景観法が制定されました。

この景観法では、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成などを目的として、基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民の責務、景観計画、景観地区等について規定され、景観行政に関し、やる気のある市町村が中心的な担い手となるよう「景観行政団体」という新しい概念が導入されております。

景観法の制定を受けて茂原市では、市内における景観資源を有効に保全・活用し、さらには新たに創造しながら、商工業・観光の振興、定住化の促進など持続可能で活力ある魅力的な地域づくりを考えております。そこで景観行政団体となり、景観法に規定する景観計画の策定及び独自の景観条例の制定を行いながら、景観行政の取り組みを強化していきたいと思っております。本年1月26日に県との協議が整い、2月5日から3月6日までの公示行為を経て、平成22年4月1日から景観行政団体となります。

【景観行政団体とは】

景観行政団体とは、景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担う主体とされています。具体的には、指定都市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となります。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となることが可能とされています。(景観法第7条)

【景観行政団体となるメリット】

・「景観行政を積極的に推進していく」という住民に対するアピール(PR効果)

- ・地域活性化への寄与(観光振興・商工振興等を通じて)
- ・市(まち・街)のイメージ(魅力)アップ
- ・地域全体のステータスの向上(財産的な付加価値の向上)
- ・景観まちづくりに関する補助金の対象となりやすい などが
あります。

【景観行政団体となると】

景観法に定める景観計画の策定が可能となります。景観計画とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域の良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画であって、景観行政を進める場として基本的な計画となります。景観計画区域を指定した上で、建築物や工作物のデザインや色彩等に関する規制誘導を行うことができ、違反者に対して勧告や命令、罰金を課すことなども可能となります。

【千葉県内における景観行政団体 移行状況】

千葉県内では、下記市町村が景観行政団体となっています。

〈指定都市・中核市〉

千葉市(政令指定都市)

船橋市(中核市)

柏市(中核市;平成20年4月1日から)

| 市町村名 | 同意日 | 公示日 | 景観行政団体になった日 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 柏市 | 平成17年10月11日 | 平成17年10月13日 | 平成17年11月15日 |

※ 中核市移行以前に県知事の同意を得て、景観行政団体へ移行

〈その他の市町村〉

| 市町村名 | 同意日 | 公示日 | 景観行政団体になった日 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 市川市 | 平成16年12月17日 | 平成16年12月28日 | 平成17年1月27日 |
| 市原市 | 平成17年3月9日 | 平成17年3月13日 | 平成17年4月14日 |
| 我孫子市 | 平成17年7月27日 | 平成17年7月28日 | 平成17年8月29日 |
| 佐倉市 | 平成17年11月1日 | 平成17年11月1日 | 平成17年12月2日 |
| 流山市 | 平成18年4月25日 | 平成18年4月28日 | 平成18年6月1日 |
| 浦安市 | 平成18年4月26日 | 平成18年5月1日 | 平成18年6月1日 |
| 館山市 | 平成19年3月5日 | 平成19年3月9日 | 平成19年4月10日 |
| 松戸市 | 平成21年2月12日 | 平成21年2月23日 | 平成21年4月1日 |

景観行政団体の状況

